



# 佐賀県公報

平成19年  
8月13日  
(月曜日)  
第 12942号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

○都市計画事業変更の認可 (四二七・下水道課) 一

### 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 一

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 ( ) 二

○ " " ( ) 二

○第三十六期佐賀県労働委員会労働者委員の欠員補充の手續 (雇用労働課) 三

○建設業の営業停止処分 (建設・技術課) 五

○嬉野市下宿土地区画整理事業の施行認可 (まちづくり推進課) 五

○県営鹿島地区土地改良事業計画決定 (農地整備課) 六

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 六

### 公安委員会事項

○デジタルステレオカメラ・解析図化システムの借入れに係る一般 (公告) 六

競争入札

## ○ 告示

### ◎佐賀県告示第四百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年八月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

みやき町

二 都市計画事業の種類及び名称

北茂安都市計画下水道事業 みやき町公共下水道

三 事業施行期間

平成十二年十二月八日から

平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成十二年佐賀県告示第六百十四号、平成十五年佐賀県告示

第六十五号の事業地にみやき町大字白壁字八ノ幡、字平林、字

杉谷、字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字五本松、

字六本松、字一本杉及び字一本谷、大字東尾字大熊、大字中津

隈字原口、字宝満台、字原東、字竈内、字原西、字一本杉及び

字四本杉並びに大字江口字二本黒木、字新内一角、字新内二角、

字中島角及び字新外一角を加え、みやき町大字東尾字大園、字

大塚、字小原、字東尾、字畑田、字一本松及び字村副、大字中

津隈字三浦、字千飯、字一本松、字二本松及び字三本松並びに

大字江口字一本黒木、字一本杉、字一本松、字三本松、字屋敷

角及び字杉土居外二ノ角地内において事業地を変更する。

## ○ 公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年10月1日までにさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成19年8月13日

<p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 申請のあった年月日 平成19年8月1日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人温暖化防止ネット</p> <p>(2) 代表者の氏名 宮島 徹</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市唐人二丁目5番12号TOJIN茶屋ビル3階</p> <p>(4) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、CSO(市民社会組織)等、行政等の公的機関、教育機関、企業(事業者)等の多様な主体が行う環境の保全、改善にかかる活動の支援と、主体相互間の連携を促進し、県民に対して、環境活動に対する支援や環境学習の推進に関する事業、地球温暖化防止に向けた支援、環境に関する情報の発信、環境政策の提言等を行うことで、循環型社会の創造に寄与することを目的とする。</p> <p>_____</p> <p>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成19年10月1日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。</p> <p>平成19年8月13日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 申請のあった年月日 平成19年7月30日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人快適舎</p>	<p>(2) 代表者の氏名 横尾 正文</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市鍋島三丁目3番20号</p> <p>(4) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業及び自然保護と省資源を行うことを通じて、健康で安心して暮らしていくことのできる地域社会、そして高齢者・障害者等の働く環境作りに努力することによって、より豊かな社会の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>_____</p> <p>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成19年10月1日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。</p> <p>平成19年8月13日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 申請のあった年月日 平成19年8月1日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス</p> <p>(2) 代表者の氏名 谷口 仁史</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県武雄市武雄町大字富岡9330番地1</p> <p>(4) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、不登校、引きこもり、非行等、学校や社会への不適応問題を抱える子ども達に対して、訪問型教育支援に関する事業を行い、子ども</p>
---	--

の健全育成に寄与することを目的とする。

佐賀県労働委員会の第36期労働者委員 黒木安秋が平成19年8月31日をもって辞任することに伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、補欠の労働者委員の候補者の推薦を求めるとし、推薦に係る手続きを次のように定めたので公告する。

平成19年8月13日

佐賀県知事 古 川 康

1 推薦に係る提出書類

(1) 推薦書（様式）

(2) 被候補者の履歴書

(3) 佐賀県労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書

(4) 推薦に係る労働組合が労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の佐賀県労働委員会の証明書

2 推薦に係る書類の提出期限

平成19年9月13日

3 推薦に係る書類の提出先

佐賀県農林水産商工本部雇用労働課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）

様式

年 月 日

佐賀県知事 古川 康 様

労働組合名 印

代表者氏名 印

## 佐賀県労働委員会の労働者委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定による佐賀県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者委員の候補者として下記の者を推薦します。

## 記

氏 名	年 齢	現 職	略 歴

## 注 1 推薦資格を有する労働者団体

佐賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものであること。

## 2 被推薦資格者

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格事由に該当しない者であること。

## 3 氏名には「ふりがな」を付けること。

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月13日

佐賀県知事 古川 康

- 1 処分をした年月日 平成19年8月8日
- 2 処分を受けた者の商号 有限会社大建
- 3 主たる営業所の所在地 佐賀県伊万里市瀬戸町3134番地167
- 4 代表者の氏名 池田正則
- 5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可(般-17)第7660号
- 6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が建築一式工事として請け負った工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者であるもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成19年8月15日から平成19年9月5日までの22日間

7 処分の原因となった事実

有限会社大建は、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、民間会社発注の2件の建築工事において、下請代金の額及びその総額が建設業法

第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

また、民間発注の2件の建築工事のうち1件において、建設業法第26条第2項に規定する資格等要件を満たさない技術者を監理技術者として配置した。

このことは、建設業法第28条第3項(同条第1項第2号該当)に該当すると認められる。

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定により、嬉野市下宿土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年8月13日

佐賀県知事 古川 康

- 1 土地区画整理事業の名称 嬉野市下宿土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 有限会社嬉野建設工業
- 3 施行者の住所 嬉野市嬉野町大字下宿乙356番地2
- 4 事務所の所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙356番地2
- 5 施行認可の年月日 平成19年8月13日
- 6 事業施行期間 平成19年8月13日から平成21年3月31日まで
- 7 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 施行地区

嬉野市大字下宿字三本松の一部

9 公告の方法

嬉野市役所嬉野総合支所の掲示板に掲示する。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備 農業用排水路整備、農道整備及びほ場整備)鹿島地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年9月25日までに佐賀県鹿島農林事務所(郵便番号849-1311 鹿島市高津原3400番地)に提出してください。

平成19年8月13日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(中山間地域総合整備 農業用排水路整備、農道整備)及びほ場整備)鹿島地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年8月14日から平成19年9月10日まで

3 縦覧の場所

鹿島市役所

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年8月13日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
10	鳥栖市元町字土穴1283番4、1283番9、1283番16、1283番17及び1285番9	平成19年8月1日	6.00～10.06	44.12

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 公安警察官公署

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月13日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 森 勝 司

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

デジタルステレオカメラ・解析図化システム 一式

(2) 借入物品の使用その他の明細

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年12月1日から平成26年11月30日まで(84か月)

(4) 納入場所

佐賀県警察本部交通部交通指導課

2 入札参加資格及び条件

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが

<p>なされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされているものは除く。)でないこと。</p> <p>(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされているものは除く。)でないこと。</p> <p>(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りがあった者でないこと。</p> <p>(5) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のソフトウェアを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。</p> <p>(6) 佐賀県警察、佐賀県その他の官公庁が必要とする物品の賃貸借契約について、相当期間の実績を有する者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成19年9月10日(月)の17時まで、下記4の(1)の場所に提出(郵送での提出可)しなければならない。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められたもの限り、入札の参加者とする。</p> <p>なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>(1) 入札参加届(入札参加届等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で提出すること。)</p> <p>(2) 納入しようとする機器のメーカー名、品名及び型名を記載した一覧表</p> <p>(3) 納入しようとする機器の機能を説明できる書類、カタログ等</p> <p>(4) 保守、点検、修理その他のソフトウェアを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる書類</p> <p>(5) 官公庁との賃貸借契約の実績証明書</p>	<p>4 入札手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当部局 郵便番号840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部警務部会計課 用度係 電話 0952-24-1111(内線2237) FAX 0952-24-5972</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 公報登載日から平成19年9月10日(月)までの9時から17時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 イ 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>(3) 入札の日時及び場所 ア 日時 平成19年9月25日(火) 13時30分 イ 場所 佐賀県警察本部別館1階入札室</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。</p> <p>(5) 契約条項を示す場所 (1)に同じ。</p> <p>(6) 入札方法等に関する事項 ア 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 入札保証金 有り(佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項)</p>
---	--

第2号の規定に該当するときは免除する。)

ウ 契約保証金

有り (佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定に該当するときは免除する。)

エ 落札者の決定方法

予定価格の範囲以内で有効な入札を行った者の中で、最低の価格をもって申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、直ちに入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

オ 不落の場合

入札で不落となった場合は、再度入札を行う。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約書作成の要否

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) この契約は、1994年4月15日、ワラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be leased :

Digital stereo camera ・ analytical chart making System, 1 set

(2) Lease period : from 1 December, 2007 through 30 November, 2014

(3) Delivery place : the place that will be appointed in "Saga Prefectural

Police" 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan

(4) Time limit for tender : 1:30 p.m. September 25,2007 by direct

delivery

(5) A contact point for the notice : Finance Section, Police Administration,

Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara,

Saga-City, Saga, 840-8540 Japan ; Tel.0952-24-1111 Fax.0952-24-5972